

基本目標1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進

総括（これまで取り組んできた結果など）

- 震災から約9年を経過し、市町村から依頼を受けて実施した仮設住宅での集団支援や全戸訪問による避難者への健康支援活動は年々減少している。
- 避難指示の解除とともに避難町村の役場が帰還し、当該町村では保健事業の再構築と、帰還した住民及び避難を継続している住民の健康支援をどのように進めていくかの検討が必要となっている。
当所では、町村保健師が保健事業の再構築等に取り組めるよう、健診の事後指導等町村事業への協力や、避難者を受け入れている地域の県保健福祉事務所との調整、地域診断による課題の明確化等により支援している。
避難元町村の保健事業の再構築は、長期的に取り組む必要がある。
- また、いわき市には多くの管内住民が避難し、県ではいわき出張所を設置して避難者支援に取り組んでいる。当初の活動の主体であった仮設・借上住宅に住まう住民の健康調査から、継続して支援が必要な者への個別支援並びに乳幼児健診・総合健診及び健診結果説明会への協力等、避難元市町村の状況に応じた避難者支援へと移行しており、内容も多様化している。
いわき市に住民票を移動せず避難する住民は、現在も約1万9千人おり、その減少傾向は緩やかで、この状況は当面継続するものと推測しており、継続して避難者支援に取り組んでいく必要がある。
- 震災後、被災者のP.T.S.Dやアルコール依存等の心の問題に対応するため、「ふくしま心のケアセンター」等の関係機関と連携して取り組んできた結果、相談体制の整備や医療等の必要な支援の提供を図ることができた。
現在、支援対象者は減少しているものの、支援の必要なケースは個別化、複雑・多様化しており、心のケアを必要とする被災者は依然として潜在すると考えている。
- 地域医療提供体制の再構築を図るため、「福島県浜通り地方医療復興計画」に基づき、医療機関の再開及び診療継続等の支援とともに、医療従事者の確保対策に取り組んできた。
平成30年4月に「ふたば医療センター附属病院」が開設、一般診療所は平成26年から平成29年で8施設が増加した。
一方、特に、双葉エリアにおいては休止中の医療施設が多数みられる。
- 病院勤務の医師充足施設数は増加しているが、相馬エリアの病院の常勤医は平成29年10月以降は減少傾向を示し、平成30年以降は80人台で推移。看護師等充足施設数も増加しているものの、看護師の確保は厳しい状況が続いており、一時的に増えても定着せず、看護師不足が顕著な病院は、病床運用率も低くなっている。

資料2

R2.3.4 福島県相双地域保健医療福祉協議会

- 地域包括ケアシステムの構築を支援するため、被災町村に対し現状分析や事業実施体制構築等への個別支援を実施した結果、各市町村がそれぞれの実情・課題に応じた地域包括ケアシステムの構築に取り組み、必要な人材の配置や関係機関との連携が図られている。
- 一方、福祉・介護人材不足は著しく、人材確保のための事業を実施し、当該事業を総合的・効果的に実施するための場の設定等に取り組んできたが、人材不足は全国的な課題でもあり、厳しい状況にある。

相双地域の課題

- 住民の広域避難等により基礎自治体としての機能を十分発揮できない避難町村に対する継続した支援が必要である。
- 市町村の保健事業の再構築を図り、帰還した住民等への健康支援体制を整備する必要がある。
- 管内住民の避難が継続するかぎり、避難者が避難先で完結した支援を受けられるよう取り組んでいく必要がある。
- 震災から10年以上を経過しても震災が及ぼす影響には個人差があるため、継続して、個々に寄り添った心のケアに取り組む必要がある。
- 医療機関の再開及び診療継続等、引き続き、地域の医療ニーズを踏まえた医療提供体制の構築を支援していく必要がある。
併せて、医師や看護師等の医療従事者の人材確保対策及び定着への支援が必要である。
- 地域資源の更なる活用、関係機関との連携や広域的な連携を一層強化して地域包括ケアの推進を図る必要がある。
また、継続して福祉・介護人材不足の解消に取り組む必要がある。

今後(R3～R12)の取り組み

新「福島県保健医療福祉ビジョン」→策定は令和2年度

基本目標2 生涯にわたる健康づくりの推進

総括（これまで取り組んできた結果など）

- 自殺対策の強化に向け、若者への普及啓発、ゲートキーパー養成、地域自殺対策推進協議会設置による連携等に取り組んできた。
管内自殺者は40名前後で推移し、特に若年層の自殺率が全国平均より高くなっている。
- 国保の健診結果でHbA1cの有所見率が6割を超える市町村が多数を占めるなど健康指標の悪化が続いている、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの作成・運用や職域保健推進に向けた「元気で働く職場応援事業」等の啓発に取り組んできた。
- 公共施設の敷地内禁煙は、改正健康増進法で喫煙所の設置が認められたこともあり、管内公共施設の6割に満たない状況にある。
- 食育の推進のため、教育事務所・農林事務所、地元スーパー、JAと連携したイベントを開催し、地域の食育に携わる関係者が協働して食育に取り組む効果を確認した。
- 接触・嚥下ケアは施設職員向けハンドブックを作成し活用を促した。
継続的な摂食・嚥下支援が可能となるよう専門医と連携した体制の構築を目指し、事業に着手したところである。

相双地域の課題

- 特に若者を対象とした自殺対策の強化を図る必要がある。
- 住民や地域、企業等を巻き込んだ健康づくり、受動喫煙対策の推進が必要である。
- 地域の教育機関、生産者、消費者、食品事業者等と連携して、食育の推進を図る必要がある。
- 専門医と連携した高齢者への摂食嚥下支援の体制整備が必要である。

今後(R3～R12)の取り組み

新「福島県保健医療福祉ビジョン」→策定は令和2年度

基本目標3 地域医療の再生

総括（これまで取り組んできた結果など）

- H29年度導入の退院調整ルールは、定期的なモニタリングにより評価、見直しや関係団体等との調整を行ってきた結果、退院調整もれ率及び入院時情報提供書の提出率は導入前と比較して大きく改善された。
しかしながら、ルールの周知が徹底されていない病院もある。
また、病院とケアマネが互いに顔の見える関係が築かれつつある。
- 関係機関と連携した献血者確保対策に取り組んだ結果、献血者目標達成率は目標を達成しているが、10代、20代の献血率が低い。

相双地域の課題

- 医療機関の再開及び診療継続等、引き続き、地域の医療ニーズを踏まえた医療提供体制の構築を支援していく必要がある。
併せて、医師や看護師等の医療従事者の人材確保対策及び定着への支援が必要である。【再掲】
- 継続して、退院調整ルールの院内での周知徹底を図る必要がある。
- 病院とケアマネの一層の連携を図っていく必要がある。
- 若年層に対する献血の重要性について普及啓発を図る必要がある。

今後(R3～R12)の取り組み

新「福島県保健医療福祉ビジョン」→策定は令和2年度

基本目標4 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

総括（これまで取り組んできた結果など）

- 「地域の子育て支援事業」実施市町村や認可外保育施設運営への支援等に取り組んできた。また、保育士の確保とともに、各種研修事業による保育の質の向上に取り組んだ。
- 不妊や不育症の治療費助成申請を受付けるとともに個別相談に対応した。申請件数は年間80～100件程度で推移、経費の負担軽減が図られている。
妊娠・出産等に悩む女性の相談窓口「女性のミカタ健康サポートコール」を設置し対応しているが、年間の相談対応件数は10件未満であり、周知が不十分であった。
- 発達障がい児の地域生活を支えるため、地域支援マネージャーの配置や医療機関等との連携、相談支援事業所等への助言・指導等により、地域での発達障がい児の支援体制の整備を図った。
また、相談支援アドバイザーの配置や地域の医師・理学療法士等の協力のもと、市町村の相談支援体制の整備と地域での専門的な相談支援体制の確保に努めた。

相双地域の課題

- 引き続き、社会全体で子育てを支援する仕組みを構築していく必要がある。
- 待機児童の解消や住民の帰還に伴う保育所入所需要の増加に対応できるよう、人材確保等に取り組む必要がある。
- 妊娠・出産に関する相談窓口の周知を図るとともに、不妊や不育症治療には専門機関を活用した更なる支援が必要である。
- 障がいの疑いのある子どもや保護者に対し、障がいへの理解を促し、適切な療育につなげることが必要である。
- 障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、継続して取り組む必要がある。

今後(R3～R12)の取り組み

新「福島県保健医療福祉ビジョン」→策定は令和2年度

基本目標5 ともにいきいき暮らせる福祉社会の推進

総括（これまで取り組んできた結果など）

- 地域包括ケアシステム推進のため、地域リハビリテーション体制及び認知症疾患に関する医療・介護体制の構築を図っている。また、医療・介護・行政機関の連携のための協議会及び研修会開催の運営を支援した。
結果、圏域として地域リハビリや認知症疾患に対応するという共通理解と、関係機関の連携、地域課題の共有が図られつつある。
- 女性相談員を配置して女性の様々な相談へ対応し、関係機関との連絡調整を行った。
DV相談受付件数は、複数回相談する事例の増加のため、増加傾向にある。
- 各市町村が設置する要保護児童対策地域協議会等へ参画し、ケースの情報共有や、対応方針の検討等を行った。
児童虐待相談件数は、社会的認知の高まりと面前DV通告にみられる警察との連携強化により、増加傾向にある。
- 貧困の世代間格差解消に向け、小・中・高校生対象の子ども学習支援事業を実施し、支援対象者は増加しているものの新地町のみであり、他町村には支援対象者がいない。

相双地域の課題

- 地域資源の更なる活用、関係機関との連携や広域的な連携を一層強化して地域包括ケアの推進を図る必要がある。
また、継続して福祉・介護人材不足の解消に取り組む必要がある。
【再掲】
- 関係機関や市町村と連携しながら、少ない社会資源や人材を有効に活用して地域包括ケアシステムを推進していく必要がある。
- 関係機関と連携して、DVや児童虐待の未然防止に取り組み、虐待等には迅速かつ適切に対応していく必要がある。
- 子ども学習支援事業の拡大を図る。

今後(R3～R12)の取り組み

新「福島県保健医療福祉ビジョン」→策定は令和2年度

基本目標6 誰もが安全で安心できる生活の確保

総括（これまで取り組んできた結果など）

- 県内農林水産物を原材料とする加工食品及び水道水の放射性物質検査の結果、基準値を超過して流通販売された食品はなく、また水道水も検出限界値未満が続いている。安全性が確保されている。
だが、消費者の一部には未だ県産加工食品への不安が残っている。
- 食品営業施設等の衛生指導、食品等の収去検査、食品衛生思想の普及啓発等に取り組んできたが、年数件の異物混入や食中毒事件が発生しており、一部事業者の衛生管理不足が認められる。
- 水道事業に対し、定期的な監視指導と技術力向上と広域的連携に向けた職員研修を実施した結果、安全な水の供給を確保することができた。
一方、人口減少に伴う水需要が伸び悩み、水道施設の老朽化、経験豊富な技術職員の減少等、水道経営は厳しい状況にある。
- 感染症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、関連法に基づき各疾病の発生時に必要な措置を講じたほか、二次感染の防止にも努めた。
- 来る災害に備えるため、市町村へ福祉避難所の設置を促し、災害医療コーディネーター等の養成、関係機関と連携した訓練を実施してきた。
しかしながら、令和元年10月の東日本台風では、関係機関との連携が十分ではなかった。

相双地域の課題

- 福島第一原子力発電所の廃炉作業が続く限り、県産加工食品や水道水の安全性を確認していく。
- ふくしまHACCPの導入等により、管内食品等関係施設の衛生管理を徹底していく必要がある。
- 管内水道事業者が将来を見据えた運営が可能となるよう、支援する必要がある。
- 引き続き、関係機関と連携して、感染症予防対策に取り組んでいく必要がある。
- 災害時に地域に必要な支援がなされるよう、関係機関と連携を図り対応する必要がある。

今後(R3～R12)の取り組み

新「福島県保健医療福祉ビジョン」→策定は令和2年度